西尾市市有財産有効活用民間提案制度って

西尾市

資産経営局 資産経営課



何が目的なの?

利用されていない市の土地や建物について、民間からアイデアやノウハウを提案していただき、有効活用を目指します。

〈市のメリット〉 地域活性化 市民満足度の向上 行政の効率化



<事業者のメリット> 創業機会の拡大 ビジネスモデルの創出 窓口の一元化

どんな提案ができるの?

以下の条件に当てはまる提案が可能です。

- ・対象となる市の財産の有効活用に関するもの
- ・提案者が主体となり、実施するもの
- 未利用財産の有効活用につながるもの
- •新たな財源の確保につながるもの
- ・市民サービスの向上につながるもの など

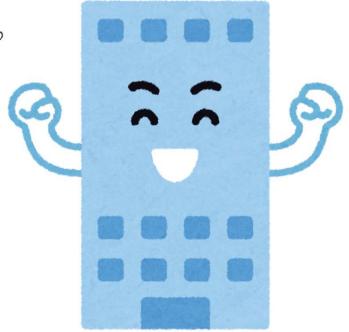


誰でも提案できるの?

提案できるのは法人や各種団体の方のみです。個人の方からの提案はできません。

また以下のような条件を満たす必要があります。

- ・提案内容を的確に遂行する意思と能力を 有している
- ・市民サービス向上等の目的を達成する意思 を持っている



提案を実施する期間は?

原則としては3年以内です。

ただし事業者が行う建物の建築や改修などの理由で、それを超える契約が必要だと判断されれば延長可能です。



どんな流れで進むの?

おおまかな流れは以下のとおりです。

- 1事前相談
- ②提案書の提出
- ③プレゼンテーション
- 4提案の審査
- ⑤事業化に向けての協議
- ⑥契約の締結
- ⑦事業の実施



最後に

未利用の市の財産を利用して、西尾市をより良くしたいという熱意 ある方をお待ちしています。

西尾の未来のためにできることを

一緒に考えてみませんか?

ご相談、お待ちしています。

詳細については要綱をご確認ください。

